令和８年度における独立行政法人国立病院機構の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人国立病院機構は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「法」という。）第５条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和８年４月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和８年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第１　中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１　中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和８年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 1,565 億円、比率が 39.7%になるよう努めるものとする。

２　新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、これまでの新規中小企業者の契約実績を踏まえ、0.7%を上回るよう努めるものとする。

第２　中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

１　事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進するため、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 52 条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めることとする。

２　地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

各病院において消費される調達について、少額の随意契約による場合には、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、地域の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

3　消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当でないことに留意すること。

4　同一資格等級に関する配慮

一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するよう努めるものとする。

また、一括調達又は共同調達による競争参加資格の設定に際しては、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、調達案件の性質に応じ、予定価格に対応する等級の者に加え、下位の等級者の競争参加が可能となるような弾力的な運用を行うこととする。

5　一定期間ごと又は商品等の種類ごとの発注における事例の活用

物品や役務、工事等（以下「物品等」という。）の発注に当たっては、費用対効果や公正性等について十分検討した結果、価格面、数量面、工程面並びに商品の種類等からみて経済的に合理的であり、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合には、可能な限り半年や四半期など一定期間ごとの契約期間で発注を行う、又は商品等の種類ごとに発注を行うよう努める。

6　中小石油販売業者に対する配慮

災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、災害時の燃料供給協定を結ぶ石油組合との契約が、地域の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、当該石油組合と随意契約を行うことができることに留意すること。また、当該石油組合との平時と災害時の一体的な燃料供給に関する随意契約を誠実に検討すること。

さらに、一般競争により調達する場合には、地域に燃料供給拠点を有し災害時に優先的な燃料供給が可能であること等の適切な地域要件の設定を行うとともに、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力一括で発注するのではなく、半年や四半期など一定期間ごとの契約期間で発注を行う、又は燃料等の種類ごとに発注を行うよう努めるものとすること。

なお、原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、誠実に協議を行うこととし、あらかじめその旨の条項を契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

7　適正な納期・工期・納入条件等の設定

物品等の調達に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、政府調達セミナー等を活用した発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

また、物品の運送を伴う役務や物品の調達に当たっては、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和７年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第１号。）を踏まえ、当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納期の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるものとする。

8　最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額の人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、年度途中に最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は、適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、配慮するものとする。

さらに、契約（工事及び役務に係る契約に限る。）締結後において、最低賃金額の改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認し、双方協議の上、適切な価格での契約変更を行うなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。なお、契約変更の必要性の確認に当たっては、例えば受注者に対して、当該契約の労働者の賃金を示す資料の提出を求めるなどして、確認を行うものとする。

9　低入札価格調査制度の導入等

適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるよう、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するための低入札価格調査制度の導入に向けて検討を進める。

10　中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

中小企業・小規模事業者との契約において、契約における支払いまでの資金繰りの観点から、債権の譲渡が必要と認められる場合は、改正民法第 466 条第２項において、「発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないこと」とされた点にも留意の上、適切に対応を行うものとする。

11　知的財産権の取扱い

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、必要に応じて、その著作権を発注者へ無償譲渡させないなど受注者に配慮するものとする。

12　労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じて必要な契約変更の実施などを含め、適切に対応するものとする。

また、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

さらに、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合は協議に応じるなど誠実に対応するものとする。

13　官公需に関する相談体制の整備

官公需相談窓口にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

14　東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各地域における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、物件の発注にあたっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとする。

15　令和２年７月豪雨、令和６年能登半島地震及び令和８年熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和２年７月豪雨、令和６年能登半島地震及び令和８年熊本地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、納期・工期の設定における配慮及び速やかな代金の支払いについて上記 14 と同様の措置を講ずるものとする。

第３　新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

１　新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

（１）　過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がないと認められる限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

（２）　競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

（３）　見積先の柔軟化の推進

少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定

化しないよう、小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

（4） 新規中小企業者からの相談体制

「官公需相談窓口」の担当は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2　組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して契約の履行確保に支障がないと認められる限り、取り組むよう努める。

第4　第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1　本方針の適用範囲

本方針は、機構本部、各グループ及び機構内全ての病院に適用する。

2　中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、機構本部に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

付則

○　本契約の方針の公表

法第5条第3項に基づき、本方針を速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長　：　　総務部長

本部員　：　　企画部長

支援部長

総務部総務課長

企画部資産・調整第二課長

企画部評価課長

支援部整備課長

（事務局　企画部評価課）